

厚生労働科学研究費補助金等における育児休業等に関するQ&A

※このQ&Aでは、産前休暇、産後休暇、育児休業または介護休業をまとめて「育児休業等」といいます。

Q-1 育児休業等（産前休暇、産後休暇、育児休業または介護休業）を取得した場合、当該研究の期間を延長することはできるでしょうか？

- A. できます。所要の手続き（事業変更申請書の提出等）を行い、育児休業等を取得する期間に応じて研究期間を延長することができます。ただし、育児休業等を取得する始期と同じ年度に復帰するか、翌年度以降に復帰するかにより手続きが異なります。それぞれの手続きについての詳細は、Q-1-1とQ-1-2を参照してください。

Q-1-1 育児休業等を取得し、取得した時期と同じ年度に復帰する場合、当該研究の期間を延長するためにどのような手続きが必要になりますか？

- A. 育児休業等を取得し、研究を中断し、かつ育児休業等を取得する始期と同年度内に研究を再開する場合であって、育児休業等を取得した年度の研究期間を延長し翌年度以降の研究実施計画の変更を希望する場合には、育児休業等を取得する前に当該研究代表者が作成する事業変更申請書により育児休業等を取得する年度の3月1日までに申請を行い、厚生労働大臣又は研究費配分機関の長（以下「厚生労働大臣等」という。）の承認を得なければなりません。事業変更申請書の記載については、別紙の記載例1をご覧ください。

※事業変更申請書については、厚生労働科学研究費補助金等取扱細則にて定めている様式をご使用ください。

Q-1-2 育児休業等を取得し、取得した翌年度以降に復帰する場合には、どのような手続きが必要になりますか？

- A. 育児休業等を取得し、研究を中断し、かつ育児休業等を取得した翌年度以降に研究を再開する場合であって、未使用の補助金について翌年度以降の育児休業等の終了後に再交付を希望する場合には、原則、育児休業等を取得する前に、事業変更申請を行い、厚生労働大臣等の承認を得るとともに、育児休業等を取得する年度における中断の時までの補助事業について、実績報告を行い、未使用の補助金を返還する必要があります。事業変更申請書の記載については、別紙の記載例2をご覧ください。

※実績報告については、厚生労働科学研究費補助金等取扱細則にて定めている様式をご使用ください。

Q-2 補助事業の中止手続を行い未使用の補助金を返還した場合に、翌年度以降、育児休業等から復帰する時には、返還した未使用額と翌年度以降に交付を受ける予定だった補助金額を合算した額の補助金が交付されるのでしょうか？

- A. 研究を再開する年度以降には、基本的に研究中断に伴い返還した未使用分の補助金を含めた研究再開後の研究計画に基づく補助金が交付されますので、それに応じた補助事業を実施することになります。

以下の具体例は、平成28年10月1日～平成30年3月31日まで育児休業等を取得し、研究中断を行い、補助事業を平成30年4月1日より再開する場合を示したものです。

	研究中断前		研究再開後
平成28年度	交付決定額 1,000,000円		平成28年度 執行額 600,000円
	未使用額 (400,000円)	合計 1,900千円	平成29年度 -
平成29年度	交付予定額 700,000円		平成30年度～ H28年度未使用額 + H29年度交付予定額分 + H30年度交付予定額分 → 合計 1,900,000円
平成30年度	交付予定額 800,000円		
平成31年度	-		
平成32年度	-		

※合計額から研究再開後の事業計画に基づく補助金が交付されます。

Q-3 育児休業等を取得していたため交付決定後に研究を中断していた研究者が、当初予定していた育児休業等の期間を延長する場合に、どのようなことに留意すべきでしょうか？

- A. 当該研究の研究代表者は、厚生労働大臣等に育児休業等の期間延長に伴って変更される研究の再開予定日を踏まえた事業変更申請書を提出してください。

Q-4 年度途中に厚生労働科学研究費補助金等を全額使用し補助事業を終了した後に、育児休業等を取得する場合、育児休業等による研究中断の手續は必要でしょうか？

- A. 研究中断の手續を行う必要はありません。ただし、次年度以降も継続を予定している研究課題であって、育児休業等が次年度以降開始後も継続する予定である場合には、研究再開後の研究計画を提出し、交付基準額通知を受理の上、交付申請を行ってください。

Q-5 研究分担者も、研究代表者と同様に育児休業等を取得し、研究期間を延長できるでしょうか？

- A. できます。育児休業等の取得を希望する研究分担者は、当該研究の研究代表者に相談のうえ、所要の手続きをとり、研究の期間を延長することができます。
手続きについては、研究代表者がQ-1-1、Q-1-2と同様の手続きを行ってください。

別紙

(記載例 1 : 年度内に研究を再開する場合)

様式A (5)

厚生労働科学研究費
厚生労働行政推進調査事業費

補助金事業変更申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

フリカヽナ
申請者 氏 名 〇〇〇〇 印

平成〇〇年度
厚生労働科学研究費
厚生労働行政推進調査事業

補助金(〇〇〇〇研究事業)事業変更申請について

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇〇〇第〇〇号をもって交付の決定を受けた事業内容を変更したいので、関係書類を添えて申請する。

1. (略)

2. 研究課題名 (課題番号) : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇)

3. 研究事業予定期間 : (変更前) 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
(変更後) 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

4. 申請者及び經理事務担当者 (略)

5. 研究組織情報 (略)

6. 府省共通研究開発管理システム (略)

7. 研究の概要 (略)

8. 研究の目的、必要性及び特色・独創的な点 (略)

9. 期待される成果 (略)

延長された期間を
記入してください

10. 研究計画・方法

〈研究の再開予定日を記載してください。〉

〈育児休業等の取得により計画の変更が生じる場合は、変更点を中心に記載してください。〉

11. 倫理面への配慮 (略)

12. 經費所要額調書 (略)

〈変更の理由を具体的に記入した変更理由書を添付して下さい。〉

別紙

(記載例 2 : 翌年度以降に研究を再開する場合)

様式A (5)

厚生労働科学研究費
厚生労働行政推進調査事業費

補助金事業変更申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

フリガナ
申請者 氏 名 〇〇〇〇 印

平成〇〇年度
厚生労働科学研究費
厚生労働行政推進調査事業費

補助金(〇〇〇〇研究事業)事業変更申請について

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇〇〇第〇〇号をもって交付の決定を受けた事業内容を変更したいので、関係書類を添えて申請する。

1. 今回変更申請金額：金 〇〇〇〇〇〇〇 円也（うち間接経費 〇〇〇〇〇〇 円）

当初交付決定金額：金 〇〇〇〇〇〇〇 円也（うち間接経費 〇〇〇〇〇〇 円）

差引（追加・減額）申請額：金 〇〇〇〇〇〇〇 円也（うち間接経費 〇〇〇〇〇〇 円）

2. 研究課題名（課題番号）： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇)

3. 研究事業予定期間 : (変更前) 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
(変更後) 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

4. 申請者及び經理事務担当者 (略)

5. 研究組織情報 (略)

6. 府省共通研究開発管理システム (略)

7. 研究の概要 (略)

8. 研究の目的、必要性及び特色・独創的な点 (略)

9. 期待される成果 (略)

研究を中断する日付
を記入してください

10. 研究計画・方法

〈研究の再開予定日を記載してください。〉

〈育児休業等の取得により計画の変更が生じる場合は、変更点を中心に記載してください。〉

11. 倫理面への配慮 (略)

12. 経費所要額調書 (略)

〈変更の理由を具体的に記入した変更理由書を添付して下さい。〉